
文化庁主催

文化観光推進事業オンライン説明会



地域と文化の未来をつくる文化観光

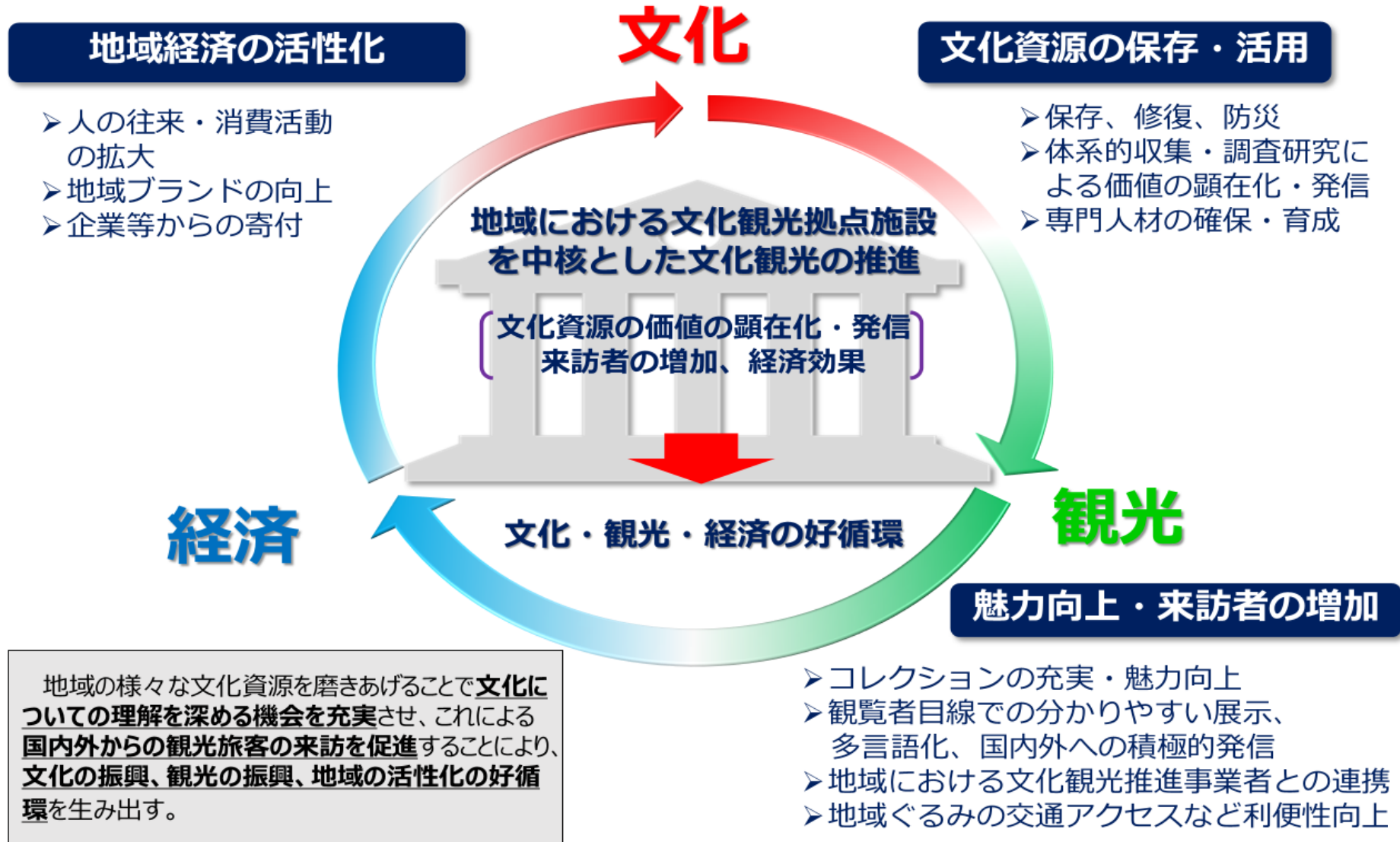
11.5 (火) 13:00 - 15:30

参加無料
オンライン開催

文化観光推進事業の制度および 認定プロセスについて

文化庁 文化観光支援調査官 竹内 寛文

文化観光推進法で目指す文化・観光・経済の好循環



文化観光政策の方向性と課題

文化観光政策の方向性

○文化体験などの「コト消費」

個人旅行の増加等旅行形態の多様化、「爆買い」とも呼ばれる訪日外国人旅行者の消費行動に代表される「モノ消費」から日本ならではの文化や自然等を体験・体感する「コト消費」への消費スタイルのシフト等、旅行者のニーズは日々変化。

○地方における観光振興

多くの訪日外国人旅行者を受け入れるに当っては、更なる受入環境の整備が急務である。また、訪日外国人旅行者の訪問先は依然として東京・大阪等を巡るルートに集中しており、今後、インバウンド増加の効果を全国津々浦々に届けることが課題。

課題①

- 魅力的な文化資源が存在していても、その価値を分かりやすく解説・紹介する取組や、戦略的な発信ができておらず、文化資源の保存・活用が進まない。

課題②

- 魅力的な文化資源が存在していても、交通手段が十分ではなく、国内外からの来訪が進まない。

文化観光拠点施設を中核とした地域における
文化観光の推進に関する法律
(文化観光推進法・令和2年5月1日施行)

文化観光推進法の主な内容

- 文化観光とは

「文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光」と定義

- 「文化観光拠点施設」

博物館・美術館・社寺・城郭…などの文化施設のうち、文化についての理解を深めるための解説紹介を行い、観光関係者と連携することにより、地域における文化観光の推進の拠点となるもの

- 基本方針に沿った計画を申請、審査を経て認定

主務大臣（文部科学大臣及び国土交通大臣）が策定する基本方針に基づく拠点計画・地域計画を認定

- ・文化施設による「拠点計画」、自治体が組織する協議会による「地域計画」の2種類
- ・手上げ方式（意欲ある主体が申請）、設置主体（国・公・私）や規模を問わない

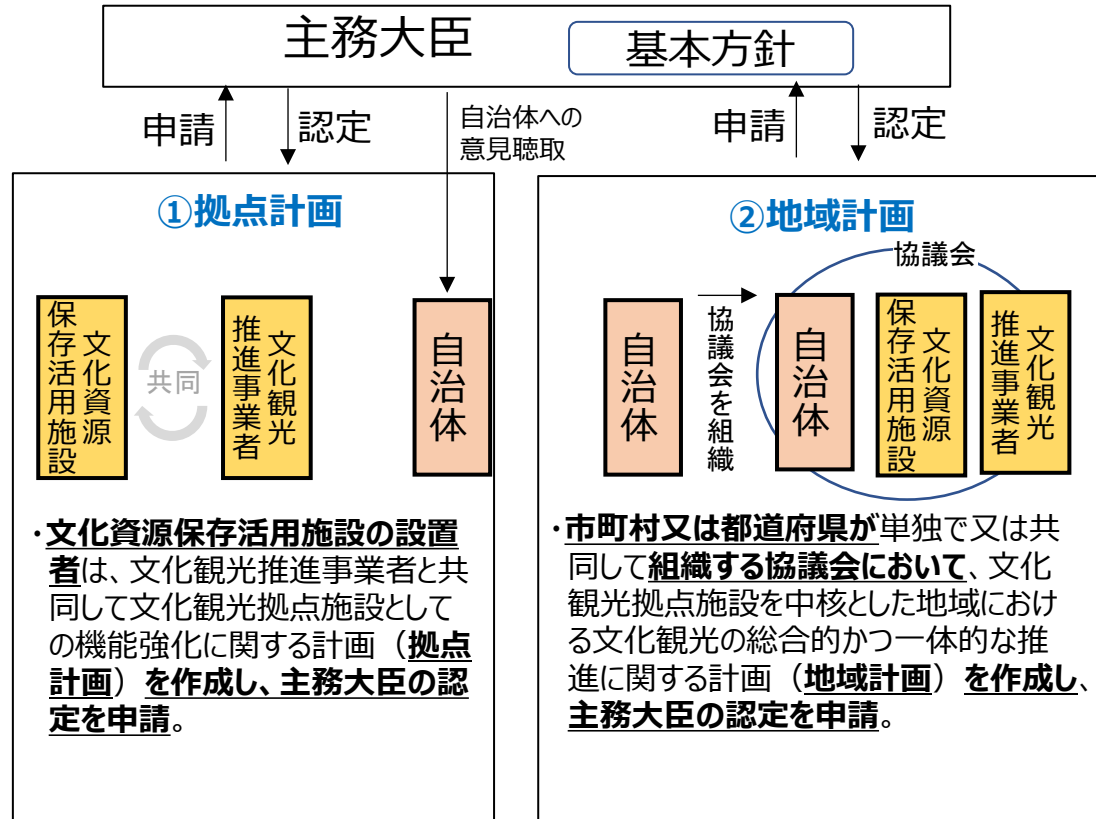
- 認定計画に対して国が支援

認定計画に基づく事業に対して、法律上の特例措置や予算支援を行う

- ・国や国立博物館が所有する文化資源を文化観光拠点施設において公開するよう協力
- ・共通乗車船券等の交通アクセスの向上に係る手続き簡素化など、従来の文化政策では対応できなかった特例措置
- ・「文化観光推進支援事業：18億円（令和6年度予算）」等による支援

文化観光推進法のスキーム

法のスキーム



文化資源保存活用施設：博物館、美術館、社寺、城郭等

文化観光推進事業者：観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行会社等

文化観光拠点施設：文化資源保存活用施設が、文化観光推進事業者と連携し、文化についての理解を深めるための解説紹介を行う

※施行期日：令和2年5月1日

認定による国等の支援

法律上の特例措置

- ・共通乗車船券、道路運送法、海上運送法に関する特例措置
- ・文化財の登録の提案に関する特例措置
- ・国・地方公共団体・国立博物館等による助言、
- ・（独）国際観光振興機構（JNTO）による海外宣伝
- ・国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力等

予算上の措置

○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

- ・令和6年度予算額：1,725百万円
- ・積算件数：60件程度
- ・補助率：予算の範囲内で補助対象経費の2/3
- ・国の認定を受けた事業に係る地方負担分は特別交付税措置

（各計画において行われる事業のイメージ）

①文化資源の魅力増進

- ・地域の文化資源の調査研究 ・鑑賞しやすい展示改修
- ・デジタル・アーカイブ化及び活用 ・専門人材確保

②理解を深めるのに資する取組

- ・展示品のわかりやすい解説及び多言語化
- ・情報通信技術の活用 ・ガイドツアー及び体験プログラムの実施

③利便の増進

- ・地域内の周遊バス借上 ・キャッシュレス、Wi-Fi整備
- ・バリアフリー整備（スロープ等）

④物品の販売提供、他施設との連携

⑤国内外への宣伝

拠点計画と地域計画

	拠点計画	地域計画
計画の内容	文化観光拠点施設としての機能強化に関する計画	地域における総合的かつ一体的な推進に関する計画
文化観光拠点施設	1か所	1か所以上設定できる
申請体制	施設の設置者が、事業者と共同して申請する	市町村又は都道府県が、協議会を組織して申請する
補助上限	1計画当たり7500万円／年	拠点施設の数に関わらず、1計画当たり7500万円／年
補足メモ	・文化観光に資する前提で、拠点施設のインフラ整備も対象となりうる	・文化観光に資する前提で、拠点施設及び計画区域内でのインフラ整備も対象となりうる ・一体的に取り組むために、テーマやコンセプトの検討が重要

認定計画に基づき実施する事業

拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ

●文化資源の魅力増進

- ・文化資源の調査研究
- ・鑑賞しやすい展示改修
- ・デジタルアーカイブ化及び活用
- ・専門人材確保



●理解を深めるのに資する取組

- ・展示品の分かりやすい解説及び多言語化
- ・情報通信技術の活用
- ・ガイドツアー及び体験プログラムの実施



背景情報も含めて
多言語で解説

●利便の増進

- ・地域内の周遊バス借り上げ
- ・キャッシュレス、Wi-Fi整備
- ・バリアフリー整備（スロープ等）
- ・夜間・早朝開館による開館時間延長



Wi-Fi



トイレの洋式化 キャッシュレス決済



●物品の販売提供、 他施設との連携

●国内外への宣伝

- ・ウェブ等での発信
- ・JNTOとの連携

地域計画において実施する事業のイメージ

●総合的な文化資源の魅力向上

- ・地域の文化資源の調査研究
- ・地域内の複数の文化施設や文化資源を連携させた誘客イベント等の企画



文化施設



文化資源



文化施設



文化施設



文化資源



文化資源

●利便の増進

- ・共通乗車船券の発行
- ・多言語案内、キャッシュレス
Wi-Fi整備



多言語ガイド

宿泊施設



土産屋



●国内外への宣伝

- ・ウェブ等での発信
- ・JNTOとの連携

●文化施設と事業者の連携

- ・商店街との共同イベント
- ・作品のまちなか展示
- ・特産品の開発

「文化観光拠点施設」に求められる機能と役割

1 **文化資源の保存及び活用を行う施設**
(博物館、美術館、社寺、城郭 等) のうち、

2 観光旅客が**文化についての理解を深める**ことに資するよう**解説・紹介をする**

- 文化資源の由来や観賞上の価値など、魅力が伝わるような解説・紹介
- 情報通信技術を適切に活用
- インバウンドの来訪に応じた多言語化

3 文化観光の推進に取り組む、**地域の事業者と連携**する

- 戦略的な企画立案ができる DMO観光地域づくり法人、観光協会、旅行会社等と共同して計画を推進
- 交通事業者、商店街、宿泊施設等と事業を企画・実施

計画認定を受けると

○計画に基づき実施される事業の **2 / 3** を補助

※補助上限は **7 5 0 0 万円／年**

※国の認定を受けた事業に係る地方負担分は特別交付税措置

○国・地方公共団体・国立博物館等による助言

○（独）国際観光振興機構（JNTO）による海外宣伝

○国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力などの支援を受けることができます。

※計画期間は原則 **5 年間**。補助金は毎年度審査があります。

認定計画に基づき実施する事業の具体例①

①文化資源の魅力増進

- ・地域の文化資源の調査研究
- ・資料・コレクションのデジタルアーカイブ化
- ・鑑賞しやすい展示改修
(パネルなど展示刷新、展示ケース更新、LED化、空調 等)
- ・専門人材確保



②理解を深めるのに資する取組

- ・観光客にもわかりやすい解説紹介
- ・多言語での解説（ネイティブによる作成）、音声ガイド 等
- ・展示品の魅力を伝える動画、VR等の体験型コンテンツ
- ・ガイドツアーの充実



認定計画に基づき実施する事業の具体例②

③利便の増進

- ・入館券付き乗車券の導入、回遊バスの運行、シェアサイクル設置
- ・館内案内の多言語化
- ・キャッシュレス対応、Wi-Fi整備、バリアフリー化（スロープ等）



④物品の販売提供、他施設との連携

- ・ショップやカフェの環境改善、オリジナルグッズ等商品の充実
- ・宿泊プランとの連携



⑤国内外への宣伝

- ・施設公式サイト（LP）の改修整備、多言語対応
- ・DMO等と連携した実誘客



▶▶ ①②が重要。文化観光に資するハード整備も補助対象！

計画認定のスケジュール（R6年度実績）

計画準備

文化庁と事前相談 ※任意

…内容について意見交換しながら計画骨子（核となる文化資源、課題、対応方針、KPI、事業内容）をブラッシュアップ。※随時対応

計画申請

◎審査プロセス ※必須

4～5月	申請前確認	…内容、必要事項のチェック
6月中旬	申請	…計画を文化庁に提出
6～7月	審査	…有識者委員会による審査



8月初旬 計画認定

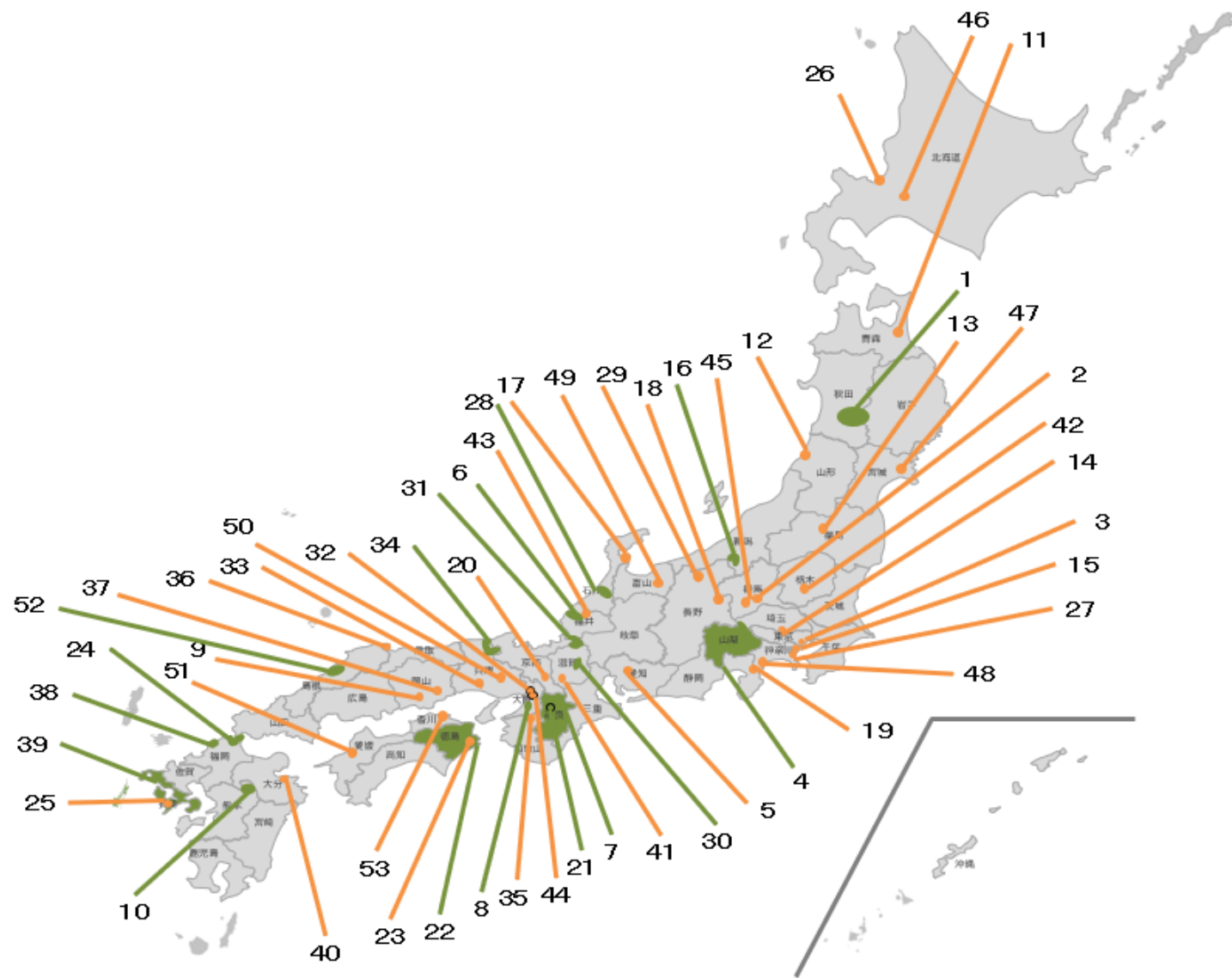
計画期間

認定計画に対する伴走支援 ※任意

…計画の推進のため文化庁とのコミュニケーション、伴走支援事業（コーチング）によるコーチ・専門家の派遣 ※～R6は委託事業

文化観光推進法 認定計画（53計画）

R6年8月時点



文化観光推進法 認定計画（53計画）

R6年8月時点

認定年度	番号	計画の実施地域	計画	主な申請者	文化観光拠点施設
令和2年度	1	秋田県横手市	地域	横手市	横手市増田まんが美術館
	2	群馬県高崎市	拠点	群馬県	群馬県立歴史博物館
	3	東京都品川区	拠点	(株)寺田倉庫	WHAT
	4	山梨県	地域	山梨県	山梨県立美術館、平山郁夫シルクロード美術館、中村キース・ヘリング美術館、清春芸術村
	5	愛知県名古屋市	拠点	(公財)徳川黎明会徳川美術館	徳川美術館
	6	福井県福井市	地域	福井県	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡
	7	奈良県	地域	奈良県	奈良国立博物館、奈良県立美術館、奈良県立民俗博物館、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館、奈良県立万葉文化館、なら歴史芸術文化村
	8	大阪府堺市	地域	堺市	堺市博物館、さかい利晶の杜、堺伝統産業会館
	9	岡山県倉敷市	拠点	(公財)大原美術館	大原美術館
	10	熊本県阿蘇市	地域	阿蘇市	阿蘇火山博物館
	11	青森県十和田市	拠点	十和田市	十和田市現代美術館
	12	山形県酒田市	拠点	(公財)本間美術館	本間美術館 ※計画期間終了
	13	福島県会津若松市	拠点	福島県	福島県立博物館
	14	埼玉県所沢市	拠点	(公財)角川文化振興財団	角川武蔵野ミュージアム
	15	神奈川県横浜市	拠点	横浜市	横浜美術館
	16	新潟県十日町市	地域	十日町市	十日町市博物館、越後妻有交流館キナーレ、まつだい雪国農耕文化村センター、越後松之山「森の学校」キョロロ、十日町市清津峡溪谷歩道トンネル
	17	石川県七尾市	拠点	七尾市	和倉温泉お祭り会館 ※計画期間終了
	18	長野県御代田町	拠点	(株)アマナ	MMbP 御代田写真美術館(仮称)
	19	静岡県熱海市	拠点	(公財)岡田茂吉美術文化財団	MOA美術館
	20	京都府京都市	拠点	京都市上下水道局	琵琶湖疏水記念館
	21	奈良県明日香村	地域	明日香村	飛鳥宮跡、飛鳥京跡苑池、飛鳥水落遺跡、酒船石遺跡、石舞台古墳、牽牛子塚古墳、中尾山古墳、キトラ古墳、高松塚古墳
	22	徳島県	地域	徳島県	徳島県立博物館、徳島県立阿波十郎兵衛屋敷、阿波おどり会館、藍住町歴史館藍の館、徳島県立大鳴門橋架橋記念館(渦の道)
	23	徳島県美波町	拠点	美波町	日和佐うみがめ博物館カレッタ
	24	福岡県北九州市	地域	北九州市	北九州市立自然史・歴史博物館、北九州市立新科学館(仮称)
	25	長崎県長崎市	拠点	(株)ユニバーサルワークス	軍艦島デジタルミュージアム

認定年度	番号	計画の実施地域	計画	主な申請者	文化観光拠点施設
令和3年度	26	北海道小樽市	拠点	(公財)似鳥文化財団	小樽芸術村
	27	神奈川県横浜市	拠点	横浜市	横浜開港資料館
	28	石川県金沢市	地域	石川県	石川県立美術館、石川県立歴史博物館、金沢21世紀美術館、金沢能楽美術館、国立工芸館
	29	長野県長野市	拠点	長野県	長野県立美術館
	30	滋賀県彦根市	地域	彦根市	彦根城、彦根城博物館
	31	滋賀県長浜市	地域	長浜市	長浜城歴史博物館、長浜市曳山博物館、長浜鉄道スクエア
	32	大阪府大阪市	拠点	地方独立行政法人 大阪市博物館機構	大阪中之島美術館
	33	兵庫県姫路市	拠点	姫路市	姫路市立美術館
	34	兵庫県豊岡市	地域	豊岡市	城崎国際アートセンター
	35	和歌山県高野町	拠点	宗教法人金剛峯寺	総本山金剛峯寺
	36	鳥取県境港市	拠点	境港市	水木しげる記念館
	37	岡山県瀬戸内市	拠点	瀬戸内市	備前おさふね刀剣の里(備前長船刀剣博物館)
	38	福岡県宗像市・福津市	地域	福岡県	海の道むなかた館、福津市複合文化センター歴史資料館、宗像大社神宝館
	39	長崎県	地域	長崎県	長崎歴史文化博物館、大浦天主堂キリシタン博物館、平戸市生月町博物館 島の館、五島観光歴史資料館、有馬キリシタン遺産記念館、長崎県美術館
	40	大分県大分市	拠点	大分県	大分県立美術館
	41	滋賀県大津市	拠点	滋賀県	滋賀県立美術館
令和4年度	42	栃木県宇都宮市	拠点	栃木県	栃木県立博物館
	43	福井県永平寺町	拠点	宗教法人大本山永平寺	大本山永平寺
	44	大阪府大阪市	拠点	地方独立行政法人 大阪市博物館機構	大阪市立美術館
	45	群馬県富岡市	拠点	富岡市	富岡製糸場

認定年度	番号	計画の実施地域	計画	主な申請者	文化観光拠点施設
令和5年度	46	北海道札幌市、江別市	拠点	北海道	北海道立総合博物館 (北海道博物館、北海道開拓の村、野幌森林公園自然ふれあい交流館)
	47	宮城県石巻市	拠点	石巻市	石ノ森萬画館
	48	神奈川県小田原市	拠点	(公財)小田原文化財団	江之浦測候所
	49	富山県立山町	拠点	富山県	富山県立山博物館
	50	兵庫県丹波篠山市	拠点	丹波篠山市	丹波伝統工芸公園立杭陶の郷
	51	愛媛県松山市	拠点	愛媛県	愛媛県美術館
令和6年度	52	島根県大田市	地域	大田市	石見銀山世界遺産センター、いも代官ミュージアム、龍源寺間歩
	53	香川県高松市	拠点	香川県	香川県立ミュージアム

主なご質問

No	ご質問
1	地域計画を検討しています。法人格のない地域計画協議会など連合体の事務局への補助金なや運営の伴走などの支援はありますか。
2	私立博物館も推進対象になるか、補助限度額はいくらか。
3	文化観光のために拠点施設が必要になるかと思いますが、拠点新設のための補助メニューはありますか。
4	史跡の復元や整備の事業と、文化観光の取組を同じ方向を向いて取り組んでいきたいと考えていますが、うまく事業を噛み合わせていくにはどうしたらよいか
5	補助金額（助成率2/3、上限5,000万円）は3年間の合計額もしくは単年度額か

※一部のご紹介となっておりますことご容赦ください。説明会後のアンケートでもご質問いただけます。

文化庁まで、お気軽にご相談下さい！

計画策定を検討される方は、こちらの
QRコードから！

計画申請の進め方、参照すべき資料、文化庁の
問合せ先をまとめたページにリンクしています。



文化観光HP

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/

問合せ先

文化庁 参事官（文化拠点担当） 付

電話：03-6734-4893

メール：bunkakankosuishin@mext.go.jp

文化拠点支援係（竹内、中山、鹿倉、芦澤）



計画のポイントや
事例をまとめた
「文化観光推進ガイド
ブック」も掲載
しています！

